

★目で見える栃木県の医療費

○これまでとの変更点について

1. はじめに

「目で見える栃木県の医療費状況」については保健事業及び医療費適正化の推進に資することを目的に、国民健康保険事業状況報告書(事業年報)、後期高齢者診療報酬等請求内訳書及び疾病分類統計表を利用し、統計データを見やすいグラフとして作成の上、本会ホームページで公表しています。

しかしながら、初版作成時から同様の構成(レイアウト)で作成し続けていること、平成26年度より国保データベース(KDB)システムの本稼働が開始されていること等を鑑み、以下のとおり刷新を行ったところ です。

2. 基準データについて

令和元年度作成分より国保データベース(KDB)システムのデータを基に作成しています。

※「被保険者数の推移」を除く

3. 主な変更点

・医療費のみの集計であり、療養費(柔道整復、あんま、はり・きゅう、補装具等)は含んでおりません。

・退職者医療分と国保一般分を合計した医療費を国保分として表示しています。

・グラフ作成単位を変更しております。

(旧) 栃木県・各支部・各市町(国保・後期共)

(新) 栃木県・二次保健医療圏・各市町(国保・後期別)

・「3要素と医療費諸費のレーダーチャート」については、栃木県平均を基に各市町の高低差を白地図で塗り分けて示す方式に変更しております。(別途、各保険者に提供します。)

・「多受診疾病上位6位の推移」を「生活習慣病における1人あたり医療費の推移」に変更し、過去5年分の推移を掲載しております。

4. 変更後の特徴

・最大医療資源傷病名について

国保データベース(KDB)システム「疾病別医療費分析」では、主傷病名を「最大医療資源」(医療のレセプトデータから最も医療資源(診療行為、医薬品、特定器材)を要したもの)の考え方にに基づき決定し、レセプトの決定点数は、主傷病名の医療費として集計しております。複数の疾病を有する場合であっても、一つの主傷病名の医療費として集計されております。

・1人あたり医療費について

①【グラフ】1人あたり医療費の推移

「1人あたり医療費」は、以下の方法で算出した「ひと月当たりの医療費」です。

算出方法：各年度の月平均医療費(月額)÷月平均被保険者数

(医科、歯科、調剤の電子レセプトが対象であり、入院時食事療養費(生活療養費)及び療養費は対象外。また、調剤は医科または歯科と突合できたレセプトのみ対象。)

(国保データベース(KDB)システムの仕様により歯科に係る医療費は全て外来分として計上。)

②【グラフ】疾病別(大分類・中分類・生活習慣病・細小分類)の1人あたり医療費

1人あたり医療費は、(各年度の年間医療費÷各年度末の被保険者数)で算出しています。

(医療費は、医科・調剤の電子レセプトが対象であり、入院時食事療養費(生活療養費)及び療養費は対象外。また、調剤は医科と突合できたレセプトのみ対象。)

・標準化比について

疾病別医療費のグラフに設けている「標準化比」は、間接法で年齢調整した全国平均を「100」とした場合の比率を示しています(100を超える場合は全国平均よりも高い)。